証券コード　3426
（発送日）令和６年９月10日
（電子提供措置の開始日）令和６年９月３日

株　主　各　位

東京都台東区入谷１丁目27番４号
アトムリビンテック株式会社
代表取締役社長　髙橋　　快一郎

# 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第70期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

**当社ウェブサイト**
https://www.atomlt.com/ir/ir_information/meeting/

**東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）に「アトムリビンテック」または証券コードに「3426」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、令和６年９月24日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　令和６年９月25日（水曜日）午後３時
（受付開始：午後２時15分）

**２．場　　所**　東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　東雲の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**　第70期（令和５年７月１日から令和６年６月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役５名選任の件

**第３号議案**　監査役３名選任の件

**第４号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、会社法及び当社定款の定めに従い、株主総会資料の電子提供措置をとっておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主様控室の設置およびお飲み物の提供は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◎株主総会にご来場の株主様へのお土産はございません。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**令和６年９月25日（水曜日）**
**午後３時**（受付開始:午後２時15分）



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**令和６年９月24日（火曜日）**
**午後５時到着分まで**



## インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**令和６年９月24日（火曜日）**
**午後５時入力完了分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

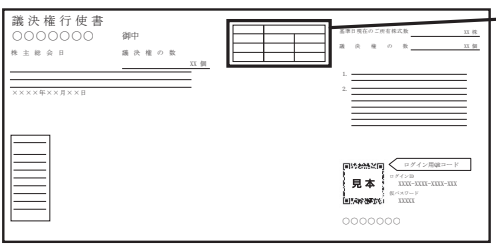


こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第１・４号議案**

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

**第２・３号議案**

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・議決権行使書において、議案に賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

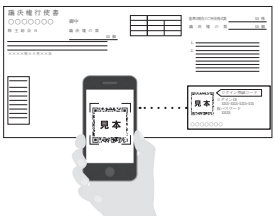


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

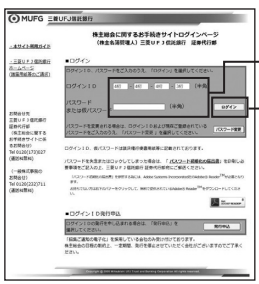


3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間　9:00～21:00）

# 事　業　報　告

（令和５年７月１日から
令和６年６月30日まで）

## １．会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府による積極的な経済対策や日銀の緩和的な金融環境の維持を背景に、社会的・経済的活動の正常化に向けた動きが加速したことに加え、インバウンド需要が復調したことなどによって、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、物価上昇による実質購買力の抑制が消費の重しとなるほか、少子高齢化社会の進展による人手不足の深刻化が懸念される状況が継続、さらには国際社会の分断の深まりによる地政学リスクの不確実性、欧米金利の高止まりや円安環境、また本邦のマイナス金利の解除など、経済環境の変化が如実に表れ、不確実な世界情勢に伴う国内外経済の下振れリスクが残存し、景気の先行きに対する不透明感は、依然として払拭できない厳しい状況の下で推移いたしました。

当社の関連する住宅市場におきましては、低水準にある住宅ローン金利や住宅ローン減税の導入、省エネ住宅への補助金制度など、政府による各種住宅取得支援政策が下支えしたものの、建設資材の原材料コストや製造・輸送に係るエネルギーコストの高止まりが住宅取得マインドの重しとなり、新設住宅着工戸数の利用関係別においては、持家と分譲住宅を中心に低迷する状況が続きました。また建設業界における慢性的な人工不足に加え、物流の2024年問題の影響が懸念されるなど、住宅業界を取り巻く環境は依然として厳しく、本格的な市場の回復には未だ至らない水準で推移いたしました。

このような状況の下、今期を最終年度とする「第11次中期経営計画（第68期～第70期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」とのスローガンに従い、連綿と受け継いできた当社独自の事業スタイルの優位性を活かしながら、社員一人ひとりが自覚と責任を持って積極的に行動できる環境の整備と発想豊かな人材の育成に努めて、全社的な連携を強化しつつ、組織をあげて次世代を担う基盤づくりとさらなる進化を図って参りました。

また、住宅産業における企画開発型企業として、当社の主力商品群に成長したソフトクローズ関連商品の拡充はもとより、あまた市場の要望に応えて

新技術ならびに新商品の開発に取り組み「内装金物（住まいの金物）の全般」に目を向けた裾野の広い商品開発と営業戦略の推進を心がけ、併せて販売費及び一般管理費の圧縮など調整かつ管理可能な諸施策を講じて、経営環境の変動に左右されにくい社内体制と財務体質の構築を目指し、さらには商品戦略、市場戦略、及び情報システム戦略に一層の前進を果たすべく、鋭意、当面する各々の課題に取り組んで参りました。

商品戦略につきましては、日々嵩じるお客様のご要望に即応し、より現場主義に徹した柔軟で機動力のある商品開発を目指して、「営業設計グループ」を主軸に据え、当社独自の機能を内包するソフトクローズ関連商品において、重量用引戸に対応可能な「ＦＣ－8100－Ｋ重量用ソフトクローズ」をラインアップに追加したほか、「ＦＣ－101半自動引戸クローザーユニット」では一時停止後に自動で閉まるディレイクローズ機能を新たに設定、またユニットを扉の上部に取り付けて２枚以上の扉をシンクロさせる「ＳＵ－202連動引戸金具」を追加販売いたしました。さらには、アトムＣＳタワー（東京・新橋ショールーム）にホテルの客室をイメージした空間を新設し、当社商品の使用例や家具商材・その他商品の提案を行うなど、市場ニーズに対応した関連商品の拡充と市場への定着を目指した活動に注力しつつ、機能性と利便性の向上を実現して参りました。

一方、市場戦略につきましては、金物卸売業界の流通ルートの整備に取り組むとともに、令和６年４月にはベトナム・ホーチミン市で開催されたベトナム最大級の建築系展示会「ＶＩＥＴＢＵＩＬＤ2024」に３回目の出展をし、現地の市場調査とともに当社商品の認知度向上に努め、続いて、同月には「2024春の新作発表会・東京展」をアトムＣＳタワーで開催し、新商品を中心に幅広く商品を紹介する機会を設けるなど、対面形式でのセールスプロモーション活動を展開して参りました。また、当社の情報発信基地としての性格を持つアトムＣＳタワーでは、金物のみならず広くインテリアに関わる商品を常設展示しつつ、お客様との商談機会の創出に取り組み、さらに同館では「ＫＡＮＡＧＵつなぐ　地域」伝統工芸支援プロジェクトを推進し、日本各地の伝統工芸や職人と協業して金物との融合を模索するなど、同所開設の本旨に則り、積極的に新分野・異分野の開拓を図っております。

なお、西日本市場の強化と深刻化する運送コストや、自然災害によるリスク分散など、ＢＣＰ対策を踏まえた物流拠点の複数化を目的に運用を開始し

ている「広島営業所・Ｃ／Ｄセンター」につきましては、管理運用する商品を徐々に増やしつつ、商品供給面における顧客満足・サービスの維持向上に努めて、所期の目的を果たして参る所存であります。

さらに情報システム戦略につきましては、当社の経営管理体制を支える「統合型業務ソフトウェア」の継続的なバージョンアップを実施して、営業・業務・現業の各部門とも、あまねく同システムを最大限に活用しつつ利便性の向上に努め、常に業務効率ならびに経営効率の一層の向上を図っております。

加えて、当社の「ものづくり」を広く紹介する目的として、ホームページ内の「atom動画ぎゃらりー」におきましては、機能商品を中心とした商品紹介や設計・施工ガイドなどを動画で配信し、当社の主力商品について単なる商品紹介に留まることなく、職人不足が顕著な建築現場においても施工方法や手順、金物の調整方法等を明解に確認できる利便性を高めた動画コンテンツの整備を進めて参りました。また同ホームページ内では、アトムＣＳタワー内の展示商品の写真や一部商品では動画の閲覧が可能な「ショールームビュー」の充実を図り、さらにマンション物件での採用率が高まっているＳＷ移動間仕切システム「ＳＷ－900」におけるパーツ選定ツールを新たに公開するなど、ＳＮＳを積極的に活用した販売支援ツールの拡充に努めて参りました。また、当社全額出資の子会社「ATOM LIVIN TECH VIETNAM COMPANY LIMITED（ホーチミン市）」では海外向けのホームページを新設し、令和６年１月より運用を開始しております。

このような経営全般にわたる諸施策を期中における内外況の変化に即応して推進して参りました結果、当期の売上高は10,162百万円（前期比2.4％減）、営業利益は333百万円（前期比10.9％減）、経常利益は371百万円（前期比10.4％減）、当期純利益は254百万円（前期比26.6％減）となりました。

品目別売上高

| 品目 | 第69期<br>自　令和４年７月１日<br>至　令和５年６月30日 | | 第70期<br>自　令和５年７月１日<br>至　令和６年６月30日 | |
|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 折戸・引戸金物 | 7,577 | 72.8 | 7,437 | 73.1 |
| 開戸金物 | 782 | 7.5 | 791 | 7.8 |
| 引出・収納金物 | 954 | 9.2 | 879 | 8.7 |
| 取手・引手 | 473 | 4.5 | 455 | 4.5 |
| 附帯金物 | 627 | 6.0 | 598 | 5.9 |
| 合計 | 10,415百万円 | 100.0% | 10,162百万円 | 100.0% |

（注）　百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

### (2) 設備投資の状況

当期の主要な設備投資は、商品開発の金型及び機械装置取得などであり、投資総額は307百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、前述した社会・経済環境の下で予断を許さない不透明な状況が続くものと考えられます。当社の関連する住宅市場におきましては、政府による大規模な経済対策や、各種住宅取得支援政策の拡充効果などを背景に一定の市場の活性化が期待されるものの、新設住宅着工戸数は中長期的に縮小傾向で推移するものと予想されていることに加え、建築資材コストの高止まりや人手不足など懸念材料も多く、消費性向及び所得環境の本格的な改善が伴わなければ、顕著な回復は望めない状況にあると思われ、生き残りをかけた企業間取引の先鋭化ならびに競合の激化傾向とを併せて、当社を取り巻く事業環境は依然として楽観し得ないものと予想されます。

このような状況の下、住宅関連産業に携わる当社といたしましては、事業展開を支える総合力の強化に最大の努力を傾注するとともに、中長期的な観点において住環境の改善に向けた潜在的なニーズには根強い底流があるものと捉え、国際標準ISO9001（QMS・品質マネジメントシステム）及びISO14001（EMS・環境マネジメントシステム）を活かした商品開発により、創業以来121年の思い「独り歩きのできる商品を提供する」を全うし、併せて第71期を初年度とする「第12次中期経営計画（第71期～第73期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」との企業スピリットに従い、当社独自の価値観や行動規範など、「伝統」の良い点を活かしながら、その時代が求めるもの、或いはユーザーの求めに応じて自在に変化できる「住空間創造企業」を目指して「変革」に挑み、また、「持続的成長に向けた新たな付加価値の創出」を基本方針として、住宅産業における企画開発型企業として新たな成長基盤の構築に向けて、当社独自の開発商品を世に問うことこそ使命とした「ものづくり」の原点に立ち返り、本来、当社が取り扱うべき商品の裾野拡大と高収益型企業への回帰を実現させる事業展開を図りつつ、将来を見据えた各種投資の活性化を推進して、鋭意、企業の社会的責任を果たして参る所存であります。

一方、アトムＣＳタワーにつきましては、実際の住空間づくりをテーマに開設した「ＬＩＶＩＮ’ＺＯＮＥ」の充実を図りつつ、当社の全事業ならびに全商品の情報発信基地として、当社のステークホルダーを始めとする異業種・異分野の方々との交流、及びコラボレーションを進めるとともに、同館を活動拠点とするアーバンスタイル事業部では、従来の「ものづくり」のみならず、生活者の「価値観・ライフスタイルの多様化」が進む中、加速度的に進行する情報化社会への多面的なアプローチを行いながら、新しいテーマに向けた事業展開を推進して、豊かなライフスタイルをサポートする「住空間創造企業」としての独自性を深く追究するとともに、日本の伝統工芸や手仕事といった「日本のものづくり」を通じた文化的価値観の提案、コンサルティングなど、業際的かつ先進的な分野へ進出して業容ならびに新規事業の拡大を目論んで参ります。

また当社は昨年10月に創業120周年、本年１月にはアトムブランド誕生70周年という節目の年を迎えました。続く本年10月には、株式会社へと法人改組して70周年を迎えます。この記念すべき節目の年度を機に、創業以来培ってきた歴史と伝統を礎として、将来に向けて新たな一歩を踏み出すという意を込めて、企業ロゴ「ＡＴＯＭ　ＬＩＶＩＮＴＥＣＨ」を刷新し、本年１月より運用を開始しております。この企業ロゴのデザインは、伝統を重んじながら新たな時代へと進んでいく企業姿勢を象徴しており、当社は常に前進し続け、変革に挑みつつも、大切にしてきた価値観や原点を忘れることなく、付加価値の高い商品を提供し続けて参ります。

### (5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第67期<br>(令和３年６月期) | 第68期<br>(令和４年６月期) | 第69期<br>(令和５年６月期) | 第70期<br>(当事業年度)<br>(令和６年６月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高(千円) | 9,627,427 | 9,990,863 | 10,415,647 | 10,162,479 |
| 経　常　利　益(千円) | 655,615 | 606,441 | 415,278 | 371,930 |
| 当　期　純　利　益(千円) | 441,171 | 412,135 | 346,863 | 254,702 |
| １株当たり当期純利益（円） | 110.57 | 103.30 | 86.94 | 63.84 |
| 総　資　産(千円) | 12,414,032 | 12,888,461 | 12,880,078 | 13,187,554 |
| 純　資　産(千円) | 9,556,742 | 9,811,562 | 10,046,812 | 10,150,417 |
| １株当たり純資産額（円） | 2,395.28 | 2,459.16 | 2,518.12 | 2,544.12 |

（注）　１．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については銭未満を四捨五入しており、その他については千円未満を切り捨てております。
　　２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第68期の期首から適用しており、第68期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　子会社の状況

記載すべき重要な子会社はありません。

### (7) 主要な事業内容（令和６年６月30日現在）

家具用金物・建具用金物・陳列用金物等、住まいの金物全般の企画開発及び販売

**(8) 主要な営業所及び使用人の状況**（令和６年６月30日現在）

① 本　　社　東京都台東区入谷１丁目27番４号
② ショールーム等　アトムＣＳタワー（東京都）
ショップ&ショールーム　亜吐夢金物館（東京都）
アトム住まいの金物ギャラリー大阪事業所（大阪府）
③ 営　業　所　札幌・前橋・広島
④ 物流センター　アトム Ｃ／Ｄセンター（埼玉県）
広島営業所・Ｃ／Ｄセンター（広島県）
⑤ 使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 124名 | ２名減 | 42.7歳 | 16.1年 |

（注）　使用人数には、嘱託（６名）・パートタイマー（７名）は含まれておりません。

**(9) 主要な借入先の状況**（令和６年６月30日現在）
該当事項はありません。

**(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項（令和６年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　15,420,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,989,757株（自己株式115,243株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　　763名

(4) 大　株　主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 高橋不動産株式会社 | 885,440株 | 22.19% |
| 高橋快一郎 | 790,000株 | 19.80% |
| アトムリビンテック取引先持株会 | 455,800株 | 11.42% |
| アトムリビンテック従業員持株会 | 276,160株 | 6.92% |
| 高橋壽子 | 157,000株 | 3.93% |
| 大塚李代 | 83,800株 | 2.10% |
| 磯川産業株式会社 | 81,500株 | 2.04% |
| 岡崎衛 | 81,100株 | 2.03% |
| 櫻井金属工業株式会社 | 71,000株 | 1.77% |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841（常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部） | 63,500株 | 1.59% |

（注）　当社は、自己株式115,243株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和６年６月30日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 髙橋　快一郎 | 高橋不動産株式会社　代表取締役 |
| 常務取締役 | 鈴木　英光 | ＣＳ業務管掌 |
| 取締役 | 池井　正彦 | 商品本部長 |
| 取締役 | 山口　俊 | 営業本部長 |
| 取締役 | 小瀧　繁幸 | |
| 常勤監査役 | 金子　豊 | |
| 監査役 | 高島　良樹 | 柴田・山口・高島法律事務所パートナー |
| 監査役 | 山下　剛 | Asia Strategic Partners Co.,Ltd. Director<br>双葉税理士事務所　代表<br>ストラテジックパートナーズ合同会社　代表社員 |

（注）１．取締役小瀧繁幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役高島良樹氏及び監査役山下剛氏は、社外監査役であります。
３．当社は、監査役山下剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役山下剛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 5名 | 110,310千円 |
| 監　査　役 | 3名 | 27,850千円 |
| 合　計<br>（うち社外役員） | 8名<br>（3名） | 138,160千円<br>（9,210千円） |

（注）1．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額8,500千円（取締役　7,500千円、監査役　1,000千円）を含んでおります。
2．平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額230,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
3．平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4．取締役会は、代表取締役社長髙橋快一郎に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外監査役高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。

・社外監査役山下剛氏は、Asia Strategic Partners Co.,Ltd. Director、及び双葉税理士事務所代表、ならびにストラテジックパートナーズ合同会社代表社員であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏　名 | 取締役会（12回開催） | 監査役会（９回開催） | 主な活動状況 |
|---|---|---|---|---|
| | | 出席回数 | 出席回数 | |
| 社外取締役 | 小瀧繁幸 | 12回 | － | 取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 高島良樹 | 12回 | ９回 | 取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山下　剛 | 12回 | ９回 | 取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。 |

## ５．会計監査人の状況

### ⑴ 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

### ⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　17,940千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びこれらの運用状況については以下のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。

・監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。

・コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備しております。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。

・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

**(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

・取締役会を毎月１回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。

・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じております。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。

・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行うこととしております。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項**

・監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役の指示の実行性確保に努めております。

**(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に出席し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。

・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

・監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求することができることとしております。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

・監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類（電磁的記録を含む）を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

・金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。

**(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

・当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動規範」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を社内イントラネットで役員及び従業員に周知いたしました。

また、「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携しながら、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

# 貸　借　対　照　表

（令和６年６月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **8,018,043** | **流動負債** | **2,814,787** |
| 現金及び預金 | 2,014,608 | 支払手形 | 84,730 |
| 受取手形 | 289,772 | 電子記録債務 | 1,857,713 |
| 電子記録債権 | 531,664 | 買掛金 | 539,788 |
| 売掛金 | 1,556,040 | 未払金 | 125,149 |
| 有価証券 | 3,100,000 | 未払費用 | 45,774 |
| 商品 | 464,345 | 未払法人税等 | 107,899 |
| 前渡金 | 3,169 | 未払消費税等 | 17,615 |
| 前払費用 | 23,496 | 預り金 | 36,116 |
| その他 | 35,659 | **固定負債** | **222,348** |
| 貸倒引当金 | △ 713 | 退職給付引当金 | 142,798 |
| **固定資産** | **5,169,510** | 役員退職慰労引当金 | 52,750 |
| **有形固定資産** | **2,398,261** | その他 | 26,800 |
| 建物 | 1,017,624 | **負債合計** | **3,037,136** |
| 構築物 | 5,109 | 純資産の部 | |
| 機械及び装置 | 115,758 | **株主資本** | **10,131,135** |
| 車両運搬具 | 0 | **資本金** | **300,745** |
| 工具、器具及び備品 | 98,483 | **資本剰余金** | **273,245** |
| 土地 | 1,161,285 | 資本準備金 | 273,245 |
| **無形固定資産** | **100,028** | **利益剰余金** | **9,621,788** |
| 商標権 | 91 | 利益準備金 | 43,189 |
| ソフトウェア | 18,780 | その他利益剰余金 | 9,578,599 |
| その他 | 81,156 | 土地圧縮積立金 | 95,868 |
| **投資その他の資産** | **2,671,220** | 別途積立金 | 6,000,000 |
| 投資有価証券 | 2,542,839 | 繰越利益剰余金 | 3,482,731 |
| 関係会社株式 | 0 | **自己株式** | **△ 64,643** |
| 関係会社長期貸付金 | 33,977 | **評価・換算差額等** | **19,282** |
| 破産更生債権等 | 18 | **その他有価証券評価差額金** | **19,282** |
| 繰延税金資産 | 65,882 | **純資産合計** | **10,150,417** |
| 敷金保証金 | 53,462 | | |
| 長期未収入金 | 900 | | |
| 貸倒引当金 | △ 25,859 | | |
| **資産合計** | **13,187,554** | **負債・純資産合計** | **13,187,554** |

（注）　千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（令和５年７月１日から
令和６年６月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 内訳 | 合計 |
| **売上高** | | **10,162,479** |
| **売上原価** | | **7,633,261** |
| **売上総利益** | | **2,529,218** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,195,716** |
| **営業利益** | | **333,501** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,114 | |
| 有価証券利息 | 22,884 | |
| 受取配当金 | 6,540 | |
| 仕入割引 | 5,989 | |
| 為替差益 | 5,286 | |
| 雑収入 | 1,895 | 43,711 |
| **営業外費用** | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,384 | |
| 雑損失 | 2,897 | 5,282 |
| **経常利益** | | **371,930** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| **税引前当期純利益** | | **371,930** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 127,474 | |
| 法人税等調整額 | △10,246 | 117,227 |
| **当期純利益** | | **254,702** |

（注）　千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（令和５年７月１日から
令和６年６月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 土地圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 300,745 | 273,245 | 273,245 | 43,189 | 95,868 | 6,000,000 | 3,367,672 | 9,506,729 | △64,585 | 10,016,134 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △139,643 | △139,643 | | △139,643 |
| 当期純利益 | | | | | | | 254,702 | 254,702 | | 254,702 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △58 | △58 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 115,059 | 115,059 | △58 | 115,001 |
| 当期末残高 | 300,745 | 273,245 | 273,245 | 43,189 | 95,868 | 6,000,000 | 3,482,731 | 9,621,788 | △64,643 | 10,131,135 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 30,678 | 30,678 | 10,046,812 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △139,643 |
| 当期純利益 | | | 254,702 |
| 自己株式の取得 | | | △58 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △11,395 | △11,395 | △11,395 |
| 当期変動額合計 | △11,395 | △11,395 | 103,605 |
| 当期末残高 | 19,282 | 19,282 | 10,150,417 |

（注）　千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

# 個　別　注　記　表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品……移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建 物 及 び 構 築 物 | ５～50年 |
| 機 械 及 び 装 置 | 10年 |
| 工具、器具及び備品 | １～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　５年（社内における見込利用可能期間）

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済及び確定給付企業年金の年金資産を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、建築金物・家具金物を主体とした内装金物全般の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

**〔会計上の見積りに関する注記〕**

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　65,882千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積り等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主 要 な 仮 定

将来の収益力に基づく課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が販売する住宅用内装金物は、主として住宅新設時に使用されるため、売上高の予測にあたっては、新設住宅着工戸数の増減に影響されます。

また、建設資材の原材料コストや製造・輸送に係るエネルギーコストの高止まりなどが、将来の課税所得の見積り等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が増減し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**〔貸借対照表に関する注記〕**

| | | |
|---|---|---|
| 1．有形固定資産の減価償却累計額 | | 4,444,996千円 |
| 2．関係会社に対する金銭債権債務 | 金銭債権 | 42,081千円 |
| 3．取締役に対する金銭債権債務 | 金銭債権 | 4,000千円 |

**〔損益計算書に関する注記〕**

関係会社との取引高

営業取引による取引高　不動産賃借料の支払　39,600千円

**〔株主資本等変動計算書に関する注記〕**

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 4,105,000株 | － | － | 4,105,000株 |

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 115,200株 | 43株 | － | 115,243株 |

（注）自己株式の株式数の増加43株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3．配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和５年９月26日<br>第69期定時株主総会 | 普通株式 | 69,821千円 | 17円50銭 | 令和５年６月30日 | 令和５年９月27日 |
| 令和６年１月30日<br>取締役会 | 普通株式 | 69,821千円 | 17円50銭 | 令和５年12月31日 | 令和６年３月11日 |

（注）１．令和５年９月26日定時株主総会決議における１株当たり配当額17円50銭には、特別配当１円を含んでおります。

２．令和６年１月30日取締役会決議における１株当たり配当額17円50銭には、創業120周年記念配当２円50銭を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和６年９月25日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和６年９月25日<br>第70期定時株主総会 | 普通株式 | 69,820千円 | 利益剰余金 | 17円50銭 | 令和６年６月30日 | 令和６年９月26日 |

（注）１株当たり配当額17円50銭には、アトムブランド誕生70周年記念配当２円50銭を含んでおります。

4．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| １．繰延税金資産 | |
| 未払事業税及び未払特別法人事業税 | 6,361千円 |
| 退職給付引当金 | 43,696千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 16,141千円 |
| 減損損失 | 288,729千円 |
| その他 | 36,588千円 |
| 繰延税金資産小計 | 391,517千円 |
| 評価性引当額 | △269,013千円 |
| 繰延税金資産合計 | 122,504千円 |
| ２．繰延税金負債 | |
| 土地圧縮積立金 | △42,270千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △14,351千円 |
| 繰延税金負債合計 | △56,621千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 65,882千円 |

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、借入金等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「売上債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は主に譲渡性預金、投資有価証券は主に株式及び債券であり、株式及び債券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、毎月、時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、４ヶ月以内に決済されております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2．金融商品の時価等に関する事項

令和６年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 2,475,919 | 2,475,919 | － |
| 資　産　計 | 2,475,919 | 2,475,919 | － |

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「有価証券（譲渡性預金）」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区　　分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 66,920 |
| 関係会社株式 | 0 |

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内（千円） | 1年超5年以内（千円） | 5年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 2,014,608 | － | － | － |
| 受取手形 | 289,772 | － | － | － |
| 電子記録債権 | 531,664 | － | － | － |
| 売掛金 | 1,556,040 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| (1) 社債 | － | 300,000 | 500,000 | － |
| (2) その他 | 3,100,000 | － | － | － |
| 合計 | 7,492,086 | 300,000 | 500,000 | － |

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| (1) 株式 | 195,035 | － | － | 195,035 |
| (2) 社債 | － | 2,280,884 | － | 2,280,884 |
| 資産計 | 195,035 | 2,280,884 | － | 2,475,919 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 高橋不動産㈱ | (被所有)直接 22.2% | 不動産の賃借役員の兼任 | 賃借料の支払 | 39,600 | 前払費用 | 3,630 |
| | | | | | | 敷金保証金 | 40,000 |

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等
高橋不動産㈱に対する賃借料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、賃借料金額を決定しております。

３．高橋不動産㈱は当社代表取締役社長高橋快一郎の近親者が議決権の100％を直接保有しております。

〔収益認識に関する注記〕

当社は、住宅用内装金物事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、品目別に記載しております。

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

| | 品目別 | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 折戸・引戸金物 | 開戸金物 | 引出・収納金物 | 取手・引手 | 附帯金物 | |
| 一時点で移転される財 | 7,437,852 | 791,354 | 879,617 | 455,362 | 598,291 | 10,162,479 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | － | － | － | － | － | － |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,437,852 | 791,354 | 879,617 | 455,362 | 598,291 | 10,162,479 |
| 外部顧客への売上高 | 7,437,852 | 791,354 | 879,617 | 455,362 | 598,291 | 10,162,479 |

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の該当はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

| | |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 2,544円12銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 63円84銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和６年８月21日

アトムリビンテック株式会社

取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　二　口　嘉　保

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　海老澤　弘　毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アトムリビンテック株式会社の令和５年７月１日から令和６年６月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、令和５年７月１日から令和６年６月30日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和６年８月22日

アトムリビンテック株式会社　監査役会

常勤監査役　金　子　　豊　㊞

社外監査役　高　島　良　樹　㊞

社外監査役　山　下　　剛　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題の一つとしており、安定的な経営基盤の確保と企業価値の向上に努めるとともに、配当につきましても積極的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

以上の方針および当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、令和６年３月11日に、１株につき17円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は１株につき35円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金17円50銭　総額　69,820,748円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　令和６年９月26日

**第２号議案**　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役鈴木英光氏および小瀧繁幸氏は退任いたします。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 髙橋　快一郎（たかはし　かいいちろう）<br>（昭和54年８月30日生） | 平成16年４月　当社入社<br>平成25年４月　当社社長室長<br>平成28年９月　当社取締役副社長管理部管掌<br>平成29年７月　当社取締役副社長管理業務管掌・海外事業統括<br>令和２年９月　当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>高橋不動産株式会社代表取締役 | 790,000株 |
| | 【選任理由】<br>髙橋快一郎氏は、令和２年９月の代表取締役社長就任以降、強いリーダーシップと決断力により当社の経営をリードしております。それらに基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしております。<br>今後も同氏が当社の経営全般を牽引し企業価値向上を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |
| 2 | 池井　正彦（いけい　まさひこ）<br>（昭和42年11月３日生） | 昭和61年４月　当社入社<br>平成24年７月　当社卸売事業部長<br>平成30年７月　当社執行役員商品部長<br>令和２年９月　当社取締役商品本部長（現任） | 12,800株 |
| | 【選任理由】<br>池井正彦氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門等において培った豊富な知識と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。<br>今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

<table>
<tr><th>候補者<br>番号</th><th>氏名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>山口　俊<br>（昭和46年９月19日生）</td><td>平成７年４月　当社入社<br>平成24年７月　当社特販事業部長<br>平成30年７月　当社執行役員特販事業部長<br>令和２年９月　当社取締役営業本部長兼<br>特販事業部長<br>令和３年７月　当社取締役営業本部長（現任）</td><td>9,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】<br>山口俊氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。<br>今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>※新任<br>関内和貴<br>（昭和47年３月17日生）</td><td>平成８年４月　当社入社<br>平成30年７月　当社卸売事業部長<br>令和２年９月　当社執行役員卸売事業部長（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】<br>関内和貴氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。<br>今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | ※新任<br>山下（やました）　剛（つよし）<br>（昭和50年９月２日生） | 平成13年12月　富士電機株式会社入社<br>平成22年７月　税理士法人フェアコンサルティング入社<br>平成25年９月　税理士法人よつば綜合事務所入社<br>平成25年11月　税理士登録<br>平成27年10月　Asia Strategic Partners Co.,Ltd. 設立　Director（現任）<br>平成27年10月　山下国際税務コンサルティング事務所（現：双葉税理士事務所）設立　代表<br>平成27年11月　株式会社ミスミグループ本社入社<br>平成29年８月　ストラテジックパートナーズ合同会社設立　代表社員（現任）<br>令和４年９月　当社社外監査役（現任）<br>令和４年10月　双葉税理士事務所　代表（現任） | 400株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>山下剛氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にリスクマネジメントの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．山下剛氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、山下剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員として改めて届け出る予定であります。
３．山下剛氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、同氏は、本総会終結の時をもって、当社社外監査役を退任いたします。
４．当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、山下剛氏の選任が承認された場合には、同氏との間で改めて社外取締役として責任限定契約を締結する予定であります。

**第３号議案**　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役金子豊および高島良樹の両氏は任期満了となり、山下剛氏は辞任いたします。

つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役候補者小瀧繁幸氏は辞任される監査役山下剛氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより退任された同監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 金子　豊（かねこ　ゆたか）<br>（昭和34年10月25日生） | 昭和58年４月　当社入社<br>平成17年７月　当社特販事業部長<br>平成22年７月　当社経営企画室長<br>平成26年６月　当社管理部長<br>平成26年９月　当社取締役管理部長<br>平成28年９月　当社常勤監査役（現任） | 16,300株 |
| | 【選任理由】<br>金子豊氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門等において培った豊富な知識と経験を有しており、内装金物事業全般に精通しております。<br>今後も同氏の幅広い経験と深い知見の活用が必要と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 高島良樹（たかしまよしき）<br>（昭和34年４月18日生） | 平成２年４月　弁護士登録<br>永野・真山法律事務所入所<br>平成４年４月　柴田政雄法律事務所入所<br>平成15年１月　柴田・山口・高島法律事務所パートナー（現任）<br>平成20年12月　株式会社ＴＫＣ社外監査役<br>平成27年５月　当社社外監査役（仮監査役）<br>平成27年９月　当社社外監査役（現任） | 2,400株 |
| | 【選任理由】<br>高島良樹氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。 | | |
| 3 | ※新任<br>小瀧繁幸（こたきしげゆき）<br>（昭和34年１月３日生） | 平成８年11月　小滝金属工業株式会社入社<br>平成９年10月　同社代表取締役<br>令和３年９月　当社社外取締役（現任） | 1,100株 |
| | 【選任理由】<br>小瀧繁幸氏を社外監査役候補者とした理由は、長年に亘る内装金物業界の経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただけるものと期待したためであります。 | | |

（注）１．候補者高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高島良樹氏は社外監査役候補者であります。
３．高島良樹氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年４ヶ月となります。
４．小瀧繁幸氏は、新任の社外監査役候補者であります。
５．小瀧繁幸氏は、本総会終結の時をもって、当社社外取締役を退任いたします。
６．当社は、各社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、

高島良樹氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、小瀧繁幸氏の選任が承認された場合には、同氏との間で改めて社外監査役として責任限定契約を締結する予定であります。

（参考）

■本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役および各監査役が有する主な専門性・経験は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 地　　位 | 企業経営 | 内装金物業界 | マーケティング・営業 | リスクマネジメント | 財務・会計 | グローバル経験 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 髙　橋　快一郎 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 池　井　正　彦 | 取締役 | | ○ | ○ | | | |
| 山　口　　俊 | 取締役 | | ○ | ○ | | | |
| 関　内　和　貴 | 取締役 | | ○ | ○ | | | |
| 山　下　　剛 | 社外取締役 | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 金　子　　豊 | 常勤監査役 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 高　島　良　樹 | 社外監査役 | | | | ○ | | |
| 小　瀧　繁　幸 | 社外監査役 | ○ | ○ | | | | |

**第４号議案**　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます鈴木英光氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社の社内規程に定めている退任時の在籍年数や役職等を考慮して総合的に判断して決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 鈴　木　　英　光 | 平成26年９月　当社取締役<br>令和２年９月　当社常務取締役　現在に至る |

以　上

# 株主総会会場ご案内図




**会　場**　東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号
　　ロイヤルパークホテル２階「東雲の間」

**電　話**　03（3667）1111

**交　通**　東京メトロ　半蔵門線　「水天宮前駅」４番出口とホテルが直結
　　東京メトロ　日比谷線　「人形町駅」Ａ２出口より徒歩約５分
　　都営地下鉄　浅　草　線　「人形町駅」Ａ３出口より徒歩約８分